

亀山市告示第 1 1 8 号

亀山市市民活動応援交付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 2 7 年 5 月 2 9 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市市民活動応援交付金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市市民活動応援交付金交付要綱（平成 2 5 年亀山市告示第 9 7 号）の一部を次のように改正する。

別表中「野登総合推進協議会 白川地区コミュニティ 神辺地区コミュニティ」を「野登地区まちづくり協議会 白川地区まちづくり協議会 神辺地区ふれあいまちづくり協議会」に、「新所地区コミュニティ 関中央地区コミュニティ 木崎地区コミュニティ 北部地区コミュニティ 関南部地区まちづくり協議会 加太地区コミュニティ 坂下地区コミュニティ 泉ヶ丘・富士ハイツ地区コミュニティ」を「関宿まちづくり協議会 北部地区コミュニティ 関南部地区まちづくり協議会 加太地区まちづくり協議会 坂下地区コミュニティ」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の亀山市市民活動応援交付金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。